

## 確認事項（この確認票も提出してください）

はじめに（確認事項） 内容を確認されましたら、☑をしてください。

- 受給額、申請にあたっての収入要件、資産要件、求職活動要件をよくご確認のうえ、申請してください。
- 申請時に生活保護を受給している方は住居確保給付金を受給できません。
- 対象は現在居住中の賃貸住宅の家賃となります。（住宅ローンは対象外です。また、店舗兼住宅として家賃を事業費として計上している場合や賃借人が法人の場合は支給対象とはなりません。）
- 申請者は、世帯の生計維持者の方（生活費を主に負担されている方）となります。
- 過去にこの給付金を受給したことがある場合は、再受給が認められない場合があります。自立支援窓口（福祉政策課 困窮者支援担当）にてご相談ください。
- 住居確保給付金の受給中に収入基準額を超える就労収入があった場合は、支給中止となる場合があります。（就労収入以外の収入や公的給付の臨時的収入等は除きます。）
- 住居確保給付金受給中は、自立相談支援機関の作成するプランに基づく、求職活動等に関する状況報告書及び毎月の収入額の提出が必要です。提出がない場合、給付を中止することがあります。
- 必要書類が不足している場合、すべて揃うまでは審査ができません。不足がある場合は担当から連絡しますので、日中（平日9：00～17：30の間）に、連絡が取れる電話番号等を記入してください。※提出前に、チェックリストにて不足がないか、必ず確認してください。

【重要】 確認事項について了承いただきましたら、申請者の署名及び日中に連絡のつく電話番号を  
記入してください

氏名（署名）： \_\_\_\_\_ 電話番号： \_\_\_\_\_